

誓約書についての注意事項

別記様式第2号の誓約書は、登録申請者（法人の場合は役員も含む）が次の事項に該当しないことを誓約するものです。

次の事項に該当する場合は、登録できません。

誓約に反する事実が判明した場合には、不正手段による登録となる可能性がありますので、ご注意ください。（3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれの併科）

- ① 遊適法に違反したこと、不正手段により遊漁船業者登録を受けたことなどにより登録を取り消され、その処分のあった日から5年を経過しない者
- ② 過去、遊漁船業者の登録を取り消された法人で、登録取消の日からさかのぼって30日以内にその法人の役員であった者が、登録取消の後5年を経過せずに申請した場合
- ③ 密接な関係を有する法人が、遊漁船業者登録を取り消されてから5年を経過していない場合
- ④ 登録取消処分から逃れるために廃業の届出を提出してから5年を経過せずに申請した場合
- ⑤ 遊漁船業の停止を命じられ、その停止期間を経過せずに申請した場合
- ⑥ 禁錮以上の刑の執行を終え又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過せずに申請した場合
- ⑦ 遊適法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法、水産資源保護法、もしくはこれらの法律に基づく命令、又は船員法の一部の規定に違反して罰金刑の執行を終え又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過せずに申請した場合
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過せずに申請した場合
- ⑨ 未成年者であって、その法定代理人が③を除くいずれかに該当する場合
- ⑩ 法人でその役員のうちに①から②及び④から⑧のいずれかに該当する者がある場合
- ⑪ 暴力団員が事業活動を支配している場合
- ⑫ 基準を満たした遊漁船業務主任者を選任していない場合

基準：海技士又は小型船舶操縦士の資格を有していること

1年以上の実務経験があるか実務研修を修了していること

遊漁船業務主任者講習を受講していること

⑬ 基準を満たした損害賠償保険に加入していない場合

基準：磯等渡しを行う場合は、渡した後の損害を賠償できること

船舶検査証書に記載された定員又は利用定員一人当たりのてん補限度額が
5千万円以上

⑭ 業務規程が農林水産省令で定める基準に適合していない場合

根拠法令：遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項（登録の拒否）